

会社からの「任意」だからの言葉で プライバシーの侵害発生！！

1 月 5 日から運転科長から私たち第二運輸所で働く乗務員に対して「異常時など連絡するのに『個人の携帯電話の電話番号』をおしえてくれないか」と聞かれた人が相次いでいます。

あくまで「任意」ということだそうですが、運転科長という「職権」を持った管理者が、一般社員に対して「おしえてくれないか」では、いくら「任意」と言われつつも、そこには見えない「圧力」が存在することになります。

聞くとところによると、運転科長からだけでなく、「個人面談」の中でも担当助役から聞かれた人も含め、かなり多くの人がすでに会社に『個人の携帯電話番号』をおしえているということです。中には『個人の携帯電話のメルアド』もおしえている人もいます。個人の『携帯電話番号』『メルアド』を会社におしえた人が「助役から聞かれたら断れない。断るのが怖い、後でどうなるかわからないから」と言うのです。

やはりここに見えない「圧力」の存在がかいま見られると言っても過言ではありません。

こうして職場の中は、「任意」という言葉を隠れ蓑に、ちやくちやくと「プライバシーが侵害」されつつあります。

そもそも、家の固定電話の電話番号は通知しています。それでいて個人のプライベートの時間に「異常時など呼び出しで連絡がとれない」は、「会社の業務」と「個人の時間」が公私混同することになり、自分の時間が勝手に会社から管理されることとなります。

会社は、「異常時など呼び出し」と言っていますが、まぎれもなく会社の効率化による要員不足によるものであることは明らかなです。

**会社の「命令と服従」「規律と忠誠心」の社員管理が個人のプライバシーの侵害をちやくちやくと進行させています。
私たちは、管理者の「職権」を利用したプライバシーの侵害を絶対に許さない！！**